



□ 引っ越しの季節です ■ 手続きをお忘れなく ■

〔表内の◆印は手続きのとき必要なものです〕

白石区役所(本郷通3丁目北1-1) ☎861-2400(代表)

| | | 白石区から市外へ | 市外から白石区へ | 市内で転居したとき | 問い合わせ先 |
|--------------------------|---------------|--|---|--|-------------------|
| 住 民 票 | 印 鑑 登 録 | 転出届を提出してください。転出証明書を発行いたします。 ◆届出人の身分確認ができるもの | 住民票異動届を提出してください(転入後14日以内)。 ◆転出証明書 ◆届出人の身分確認ができるもの | 新住所地の区で住民異動届を提出してください(転居後14日以内)。 ◆届出人の身分確認ができるもの | 戸 籍 住 民 課 |
| | 転 校 (小・中学校) | 転出届で自動的に廃印されます。⇒必要な方は、転入先で新たに登録手続きをしてください。 | 必要な方は新たに手続きをしてください。 ◆登録する印鑑 ◆本人であることが証明できる決められた書類 | 新住所地への住民異動届により自動的に住所変更されます。なお、登録カードは継続して使用できます。 | |
| | 国民健康保険 | 今までの学校で在学証明書の発行を受け、転入先で交付される入校票と一緒に新しい学校へ提出してください。 | 今までの学校で在学証明書の発行を受けてください。住民異動届を提出していただいた際に、入校票をお渡ししますので、在学証明書と併せて指定の学校に提出し、入校手続きをしてください。 | | |
| 国民年金 | 加入者 | 加入していた方は脱退手続きが必要です。 ◆保険証 ◆納付通知書 | 加入する方は手続きが必要です(転入後14日以内)。 ◆保険料の口座振替をする方は預金通帳と届出印 | 住民異動届と一緒に窓口で住所変更手続きをしてください(転居後14日以内)。 ◆保険証 ◆納付通知書 | 保 険 年 金 課 |
| | 受給者 | 第1号被保険者の方は住民異動届をすることにより、自動的に住所変更されます。(第3号被保険者の方は、配偶者の勤務先にお問い合わせください) | | | |
| 身体障害者手帳 | | 転入先の市(区)役所、町村役場で手続きをしてください。 ◆身体障害者手帳 | | | 保 健 福 祉 サ ー ビ ス 課 |
| 児 童 手 当 | | 資格消失の手続きが必要です。 | 新規手続きが必要です(転出予定日から15日以内)。 | 手続きの必要はありません。 | |
| 児 童 扶 養 手 当 | | 白石区役所と転出先でそれぞれ住所変更届が必要です。 | 白石区役所で住所変更届が必要です。 | 転入先の区役所で住所変更届が必要です。 | |
| 特別児童扶養手当 | | 転入先の市(区)役所・町村役場で手続きをしてください(道外へ転出される方は白石区役所でも手続きが必要となります)。必要書類など、詳細は保健福祉サービス課へお問い合わせください。 | | | |
| 各種医療助成 | | 受給されている方によって、手続きが異なります。必要書類など、詳細は保健福祉サービス課へお問い合わせください。 | | | |
| 原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車 | 軽自動車・二輪の小型自動車 | 廃車の届出が必要です。 ◆標識(ナンバープレート)および標識交付証明書 ◆印鑑 ◆身分を証明するもの | 新規登録の届出が必要です。 ◆廃車証明書(従前の住所地の市町村発行) ◆印鑑 ◆身分を証明するもの | 変更(住所など)の届出が必要です。詳細は、転入先の区役所にお問い合わせください。 | 課 税 課 |
| | 固定資産税 | 固定資産を所有している方は、資産のある市(区)役所・町村役場に住所変更の届出(電話・はがき可)をしてください。 | | | |

※3月、4月は窓口が込み合いますので、時間に余裕をもってお越しください。

大丈夫? その一言で また一人笑顔がふえるよ

北都中

田母神

友佳

交通安全・健全育成標語コンクール入選作品